

人権啓発デザインラッピングバス走行中です

路線バス車両に県人権啓発デザインを施した
「人権啓発デザインラッピングバス」を運行しています。

長野市内を運行しているこのバスは、一人ひとりがそれぞれの個性や能力を活かした社会をイメージした平成20年度“ちがい”を愛する強調月間ポスターの「積み木」を基調としてデザインされています。

このバスを見かけたときは、「一人ひとりの“ちがい”が尊重される社会へ」「育てよう一人一人の人権意識～思いやりの心、かけがえのない命を大切に～」という言葉を自分に重ねあわせ、人権について考えていただければと思います。

また、この冬には、小学生の描いた絵をデザインした人権啓発ラッピングバスの運行も計画していますので、ご期待ください。



ラッピングバスの出発式を行いました！

人権啓発デザインラッピングバスの県内初運行を記念して、出発式を行いました。

当日は法務省人権イメージキャラクター「人KENまもる君、人KENあゆみちゃん」も駆けつけてくれました。



～2008年は世界人権宣言60周年です～

相手への思いやり、それは人権が尊重された社会への第一歩につながります。

男女共同参画地域フォーラム in はた

地域社会における男女共同参画意識の啓発などを目的に、「だれもがどこでも幸せである社会を目指して」をテーマにしたフォーラムを9月6日に波田町で開催しました。

男性も女性も等しく個人として尊重され、性別にとらわれない多様な生き方が保障され、ともに責任を担いつつ個性と能力を発揮することができる社会を男女共同参画社会といいます。

また、一人の人間として能力を発揮するために、仕事と子育ての両立やライフステージに応じて仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が図られることは、生活の充足感を高めるためにも大切なことです。

このような社会を実現するため、毎年県下各地で地域フォーラムを行っています。



波田少年少女合唱団による合唱



梓川高校生の寸劇「いつものニュース」

開会に先立ち、波田少年少女合唱団による合唱が行われ、美しい歌声で会場の雰囲気を盛り上げました。

開会行事の後には、県立梓川高等学校の生徒の皆さんにより、波田町の男女共同参画の状況をニュース番組などに仕立てた寸劇が上演されました。高校生として普段感じたことや、農業の家族経営協定などが寸劇の内容に盛り込まれており、男女共同参画について考えさせられる内容となっていました。

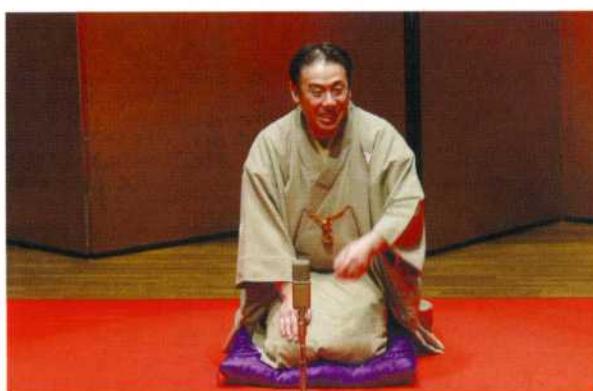
町の第2次男女共同参画計画の発表の際には、会場で意識チェックを行いました。参加された方は、自分が普段持っている意識についてあらためて問い合わせきっかけとなったようでした。

落語家の林家花丸さんによる「男女共同参画 前向きにまるく考える」と題した講演では、家庭でも職場でも男女が共に思いやりることが大切と結ばれました。

このほか、長野県男女共同参画推進県民会議の構成団体などによる日頃の活動成果の展示・販売も行われ、訪れた方からは楽しく勉強になるイベントだった、といった感想が聞かれました。



参加者による意識チェック



林家花丸さん「男女共同参画 前向きにまるく考える」



活動展示

人権が尊重された職場づくりに向けて

人権が尊重され、一人ひとりの個性や能力が十分発揮できる明るい職場づくりに向けて、社会的責任を担う企業において人権教育の一層の推進を図ることを目的に企業人権教育推進大会を開催しています。

社会的責任を担う企業で人権教育の一層の推進を図るため、今年度は「高齢者がやりがいをもち、いきいきと能力を発揮できる職場づくり」をテーマとして、7月に長野県県民文化会館において、企業人権教育推進大会を開催しました。(共催 長野県企業人権教育推進協議会、長野県教育委員会)

最初に、高齢者の雇用に取り組む株式会社小川の庄取締役総務部長の伊藤宗善さんから報告がありました。

株式会社小川の庄(小川村)は“おやき”の製造など農産物の加工会社で、創立時に60歳入社を基本構想にして、高齢者の皆さんにもう一度働いてもらうことを呼びかけた経過があり、高齢者の方が長年培ってきた知恵と優れた技術を活用しています。村の中でも、もう一度働けるならと、呼びかけに賛同してくれる人達が次第に増え、生涯現役で働ける場をつくることで村の活性化につながったということでした。

また、長野労働局職業安定部職業対策課から行政として高齢者雇用環境の整備について説明があり、続いて、みずほ総合研究所株式会社主任研究員の大嶋寧子さんからは、「高齢期の人材がやりがいをもち、能力を発揮できる職場づくり」と題して、高齢者が能力を発揮できる企業のあり方について、高齢者が働きやすい作業環境や勤務形態など実例を含めて講演いただきました。

現在、職場での過重労働やセクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメントなどが問題になっているほか、人材派遣等の従業員の働く環境や権利についても十分な配慮が求められています。また、各種の偽装問題など、企業の違法行為も報道されています。

企業は、そこに働く人が働きやすいように配慮することが必要です。企業で働く人々の職場環境の改善や健康管理、そして、法令を遵守することは企業にとって重要なことです。

企業が、社会を構成する一員として社会的責任を果たすことは、企業の社会的評価を高め、企業の継続的発展につながると考えられています。



株式会社小川の庄取締役総務部長
伊藤 宗善さん



みずほ総合研究所株式会社主任研究員
大嶋 寧子さん



～情報コーナー～

配偶者からの暴力防止について



配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。 「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律（通称：DV防止法）」では、裁判所は加害者に対し接近（つきまといなどの行為）禁止を命令できるほか、平成20年1月の改正法の施行により、被害者に対する電話・電子メールなどが禁止され、さらに被害者の親族等も接近禁止命令の対象になるなど、より被害者保護の内容が拡充されました。

男女は社会の対等なパートナーであることをお互いに認識し、様々な分野で活躍できる社会をめざして、協力して取り組む必要があります。

犯罪被害者への理解と支援のために

犯罪にあわされた方やそのご家族の多くが犯罪の直接的被害だけでなく、被害後の精神的ショック、経済的負担、周囲の人々のうわさ話やマスメディアによる取材・報道によるストレスなど様々な問題に苦しんでおり、これらの方に対する十分な配慮が求められています。

平成20年7月には、犯罪被害者や遺族のための犯罪被害者等給付金の限度額が引き上げられ、また平成20年12月からは、一定の刑事裁判において被害者やその遺族の方などが裁判手続に参加できるようになるなど、法改正が行われています。

私たちは、だれもが犯罪被害者になる可能性があり、それは突然ふりかかってくるものです。被害者やその家族の立場に立って考え、理解し支援することが大切です。



～“犯罪被害者の声” 河野義行さんの講演会～

平成20年7月、被害者支援に携わる国、県、県警、公共的団体、民間団体で構成する長野県犯罪被害者支援連絡協議会の総会にあわせ、松本サリン事件被害者である河野義行さんから「犯罪被害者の置かれた現状」について講演いただきました。

医療費などの経済負担、当初容疑者と疑われたことによる過熱したマスコミ報道や無言電話による被害、サリンによるご自身の健康不安など、様々な二次的被害に悩まされた状況をお話しされました。

その上で、「被害者のニーズは一人ひとり違う。被害者はどんな支援が受けられるかも知らない。県、市町村などがネットワークを構築し、できるだけ早期から被害者を救ってほしい。」と訴えられました。



人権啓発センターをご活用ください

人権啓発センターは、皆さまの人権問題に対する理解を深め、自分自身の課題として人権問題を考えていただくための場です。

人権が尊重される明るく住みよい社会の実現をめざし人権感覚を高めるため、様々な人権問題についての資料を展示しています。

人権学習会

人権尊重の意識高揚を図るため、地域のみなさんのご要望により同和問題をはじめとした各種人権問題についての学習会を実施しています。

人権学習会は、予めお申し込みが必要となります。詳しくは人権啓発センターにお尋ねください。

① センターでの学習会

人権啓発センターの人権啓発推進員がご要望に応じて学習会を実施しています。

昨年度、センターで実施した学習会では、展示解説をはじめとし、同和問題、高齢者問題やハンセン病問題、小林一茶と人権等をテーマとし、地域での人権研修会やPTA役員研修会、民生児童委員研修会、また他県からの視察研修会などにご利用いただきました。



上田市人権啓発推進委員会研修会

② 地域や職場での学習会

皆さまの地域や職場で開催する人権学習会への人権啓発推進員の講師派遣を行っています。学習会の内容や日時についてはご相談させていただきます。

なお、「児童虐待」や「障害福祉」など個別課題について県の施策説明を希望される場合は、『長野県政出前講座』をご利用ください。

(<http://www.pref.nagano.jp/soumu/koho/demae/kagami.htm>)



伊那市職員研修会

「人権の尊重」日頃の忙しさに追われ忘れていた事でした。自分を振り返る良い機会となりました。(小学校PTA研修会)

受講者の
こえ

私と同和問題とは遠い話だと思っていましたが、今なお問題を抱えている人たちがいることを知りました。差別をなくし相手を思いやり平等に生活出来る社会づくりをしなければいけないと思いました。(公民館人権研修会)

展示室

様々な人権問題に関する展示パネルや立体映像装置(北信濃の春 6分)、人権問題に向き合って来た方々の証言映像(18本、各3分)をご覧いただけます。

また、人権に関する書籍や新聞記事の切り抜きもご覧いただけるようになっています。



ビデオ・パネルの貸出し

人権啓発センターでは人権啓発に係る啓発ビデオ約200本、映画フィルム68巻、パネルセット2組(1セット22枚)の貸出しを行っています。

ご利用は無料ですが、送料が発生する場合はご負担をお願いします。

※平成19年度の貸出し人気ビデオ※

題名	テーマ	貸出回数
ソーテサワサワ	外国人	12回
しらんぶり	いじめ	9回
私の好きなまち	同和問題、人権全般	9回
セッちゃん	いじめ	8回
人の世に熱あれ、人間に光あれ	同和問題	6回
もう一度あの浜辺へ	高齢者	6回
私たちと人権	人権全般	6回



新作ビデオ紹介



人権を行動する

—その時あなたはどうしますか?—
「セクハラ」「個人情報保護」「部落差別」などの具体例について、いかに行動につなげるかを考える作品です。

社会福祉施設等における人権 私たちの声が聴こえますか

「ひとり芝居」やインタビューを通じて、どのような行為が入所者の人権を侵害するかを理解できる作品です。



貸出しパネル概要

人権啓発センターに展示してある資料を基に作成したものです。
内容は同和問題、HIV感染者、女性、ハンセン病、子ども、高齢者、アイヌの人々、障害者、外国人などの人権課題に関するもの、及び人権年表となっています。

形状:アルミフレーム 紐付き サイズ:A1



長野県人権啓発センター

〒387-0007 千曲市屋代字清水260-6 長野県立歴史館内

TEL 026-274-2306

FAX 026-274-2309

ホームページ:

<http://www.pref.nagano.jp/kikaku/danjo/center/center.htm>

◆開館時間

午前9時～午後5時(ただし、入館は午後4時30分まで)

◆休館日

毎週月曜日(祝日、振替休日にあたるときは火曜日)

祝日の翌日(日曜日にあたるときは開館)

年末年始等、センターの定める日

◆入館料

無料

◆交通案内

しなの鉄道 屋代駅、屋代高校前駅から徒歩25分

長野電鉄屋代線 東屋代駅から徒歩20分

長野自動車道・上信越自動車道 更埴ICから車で5分